

マイナンバー制度の導入による 課税事務の効率化・適正化

目 次

- ① マイナンバー制度開始に伴う課税事務への影響 …… 1
- ② マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握 …… 7
- ③ 所得情報提供における住登外課税者への対応 ……15

①マイナンバー制度開始に伴う 課税事務への影響

～個人住民税検討会での検討項目の提示～

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

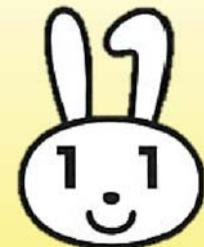
効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

正確な所得把握と迅速な所得情報の提供が前提

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



地方税に関連する手続きにおけるマイナンバーの利用開始時期等について

H27年 (10月) H28年 (1月)

(5月)

H29年 (1月)

(2月)

(5月)

(7月)

H30年 (1月)

番号の通知

マイナンバーの利用

▼各税目における申告等での利用開始

・法定調書、扶養親族申告書等への記載開始

▼個人住民税でのマイナンバーの活用

・マイナンバーを記載した給与支払報告書の提出開始(1月)

・所得税の確定申告書及び個人住民税申告書への記載開始(2月～3月)

・特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)への記載開始(5月)

▼預貯金付番開始予定

税務手続

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付

▼オンライン送付

▼マイナンバーの記載開始(5月)

平成28年度課税分より、電子署名を添付した「正本」のオンライン送付が可能に。

システム開発【地電協】

源泉徴収票・給与支払報告書の提出一元化

事業者は、両者にかかる電子データを一括して作成・送付。

情報提供
ネットワーク
システム

システム開発【内閣官房】
運用【総務省】

情報提供ネットワークシステムの運用

▼国で運用開始

・マイナンバー情報を含めた所得情報の提供及び取得

※市町村税務当局からの所得情報提供に伴い、福祉等の各分野の所得証明書の添付が不要に。

▼地方公共団体も含め運用開始

マイナ
ポータル

システム開発【内閣官房】
運用【内閣府】

マイナポータル運用

▼国で運用開始

・情報提供等記録開示機能

・電子納税のポータルサイトとして利用可能

・マイナポータルへのログイン手続のみで、e-TAXやeLTAXの利用が可能に。

▼地方公共団体も含め運用開始

マイナンバーカード交付

マイナンバーカードの活用(公的個人認証、ICチップ(マイキー)の多用途利用など)

地方税分野における番号制度の利用場面

① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

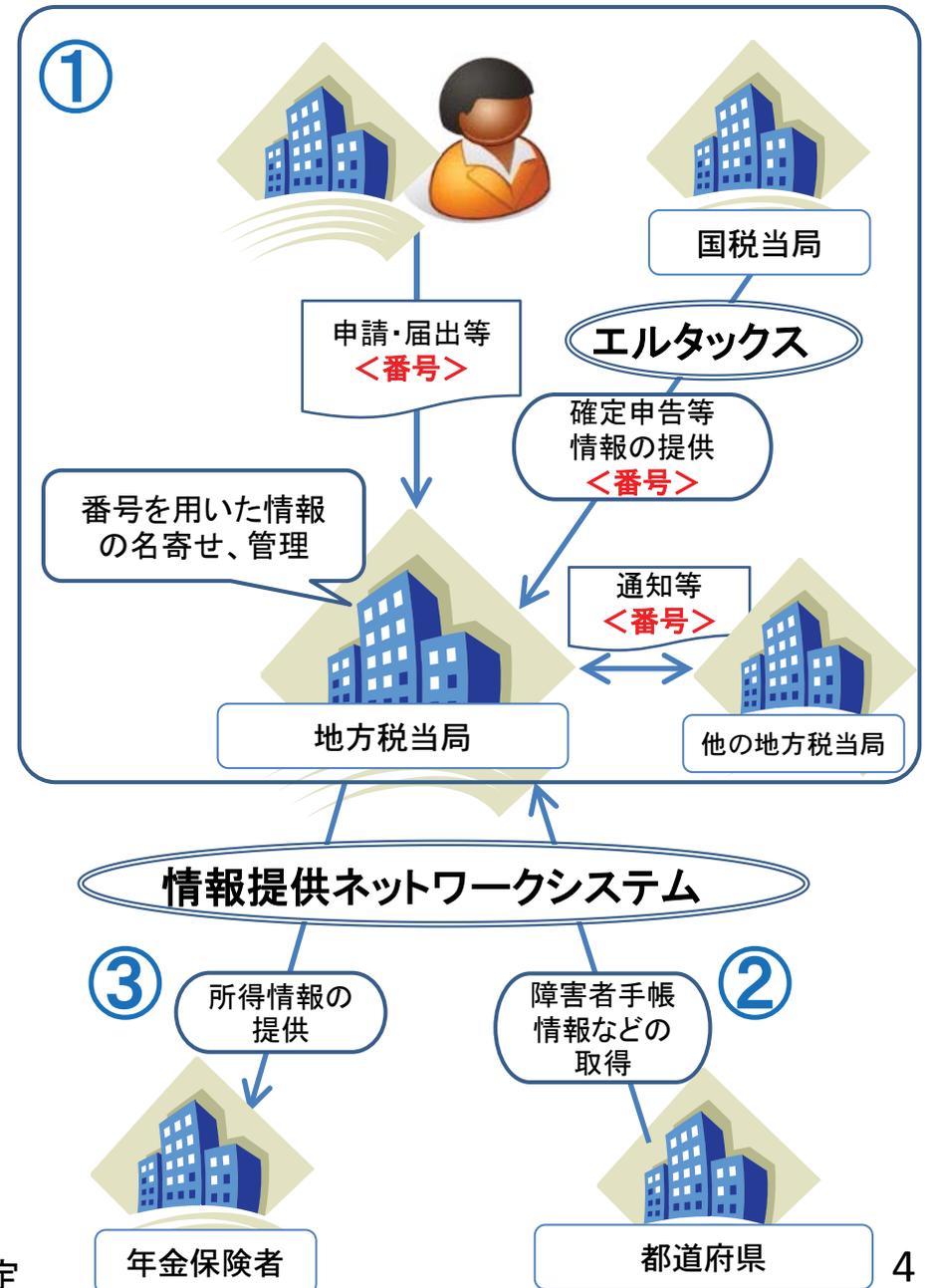
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

▶ 国民の手続負担の軽減



※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成27年7月現在)。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

平成28年度個人住民税検討会で検討いただきたい事項

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されたが、税務手続において本格的に番号を各税目における申告書等で利用するのは、平成29年1月からとなる。また、平成29年7月より情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、平成28年度個人住民税検討会では以下の点について検討いただきたい。

- 地方税当局において、マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握
→給与支払報告書や法定調書にマイナンバーが記載されることにより、名寄せしやすくなり使い勝手がよくなるため、所得情報の的確な把握に向け積極的にマイナンバーを活用する必要がある。

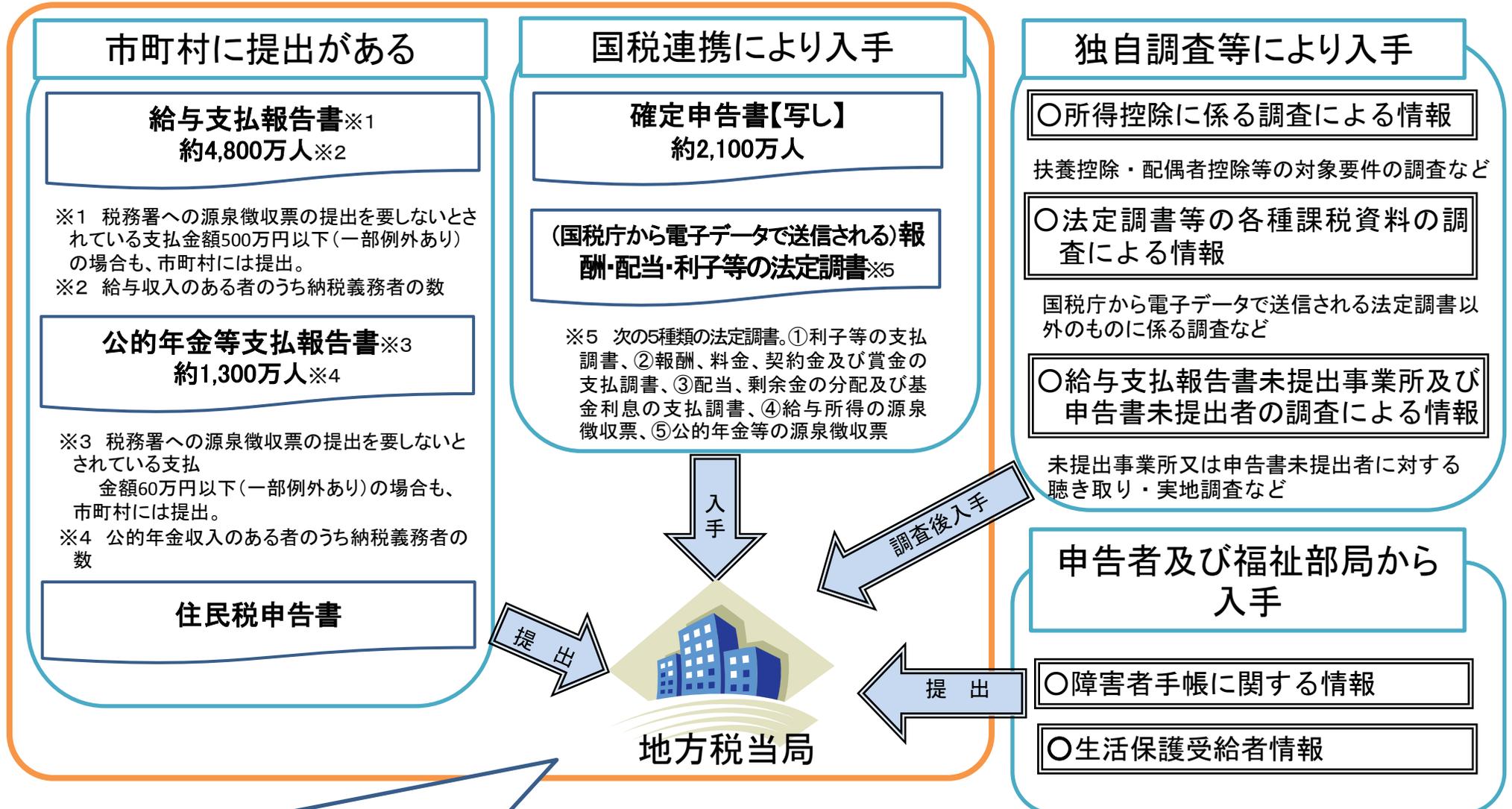
- 情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を住基地に照会した場合、住民登録外課税を行っている住基地に所得情報がないため、システム上所得情報の照会・回答が十分に機能しない。
 - ・ 住民登録外課税を行っている場合の所得情報の提供
→情報提供ネットワークシステムで住基地に住民登録外課税の所得情報の照会があった場合の、円滑な提供方法の検討が必要である。

 - ・ 住基地課税の推進
→住基地に所得情報が集約させることにより、正確な名寄せを行い所得情報を的確に把握することができるため、住基地課税の推進にも取り組んでいく必要がある。

②マイナンバーを用いた 所得情報の的確な把握

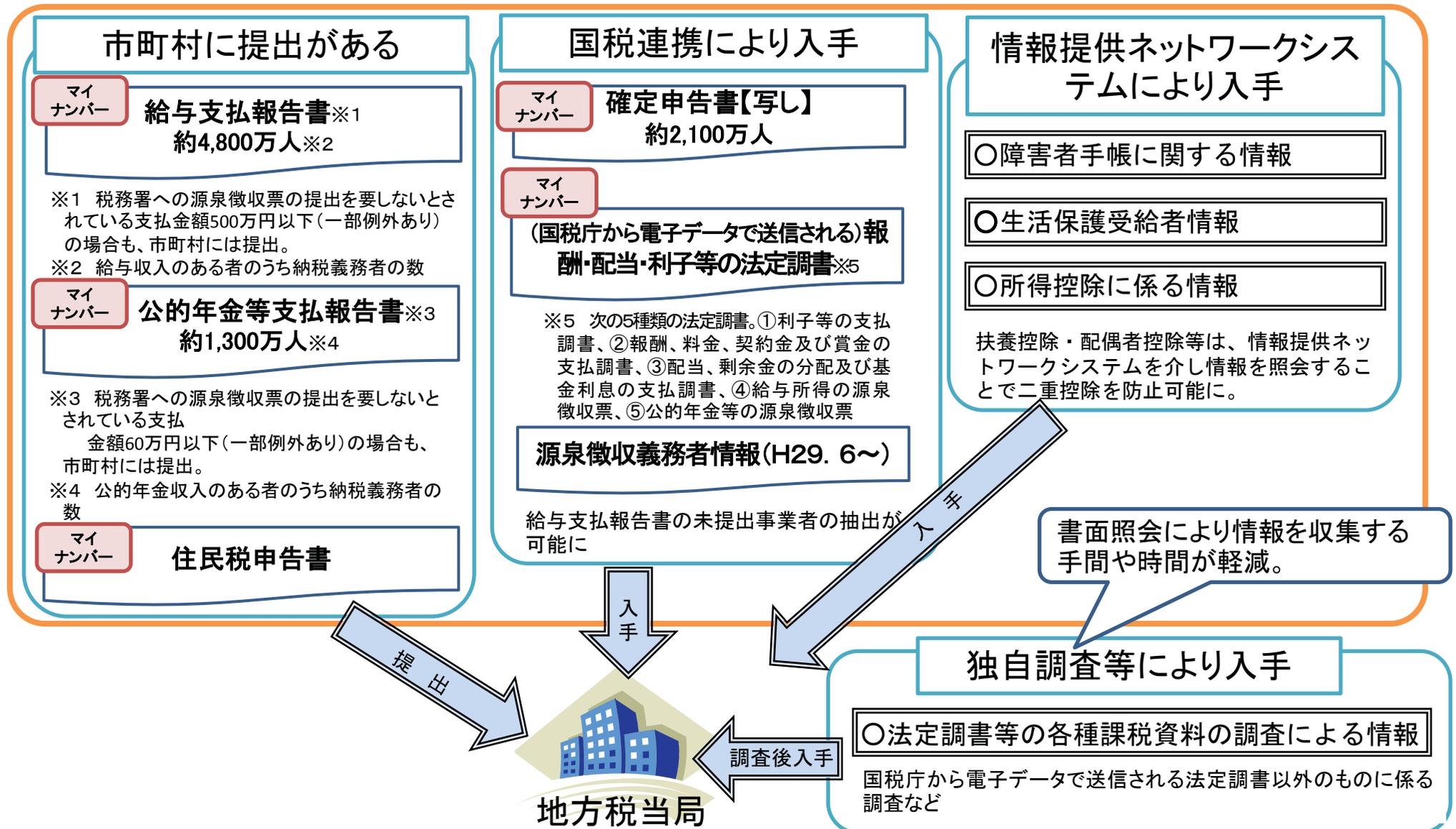
マイナンバー導入前の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。また、保険部局や申請のあった本人から情報を入手し、課税事務に役立てている。



マイナンバー導入後の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 各種報告書及び申告書等にマイナンバーが記載されることにより、名寄せが効率的に行われる。また、情報提供ネットワークシステムを使用することにより、地方税当局内でスムーズに情報を入手することができる。



～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

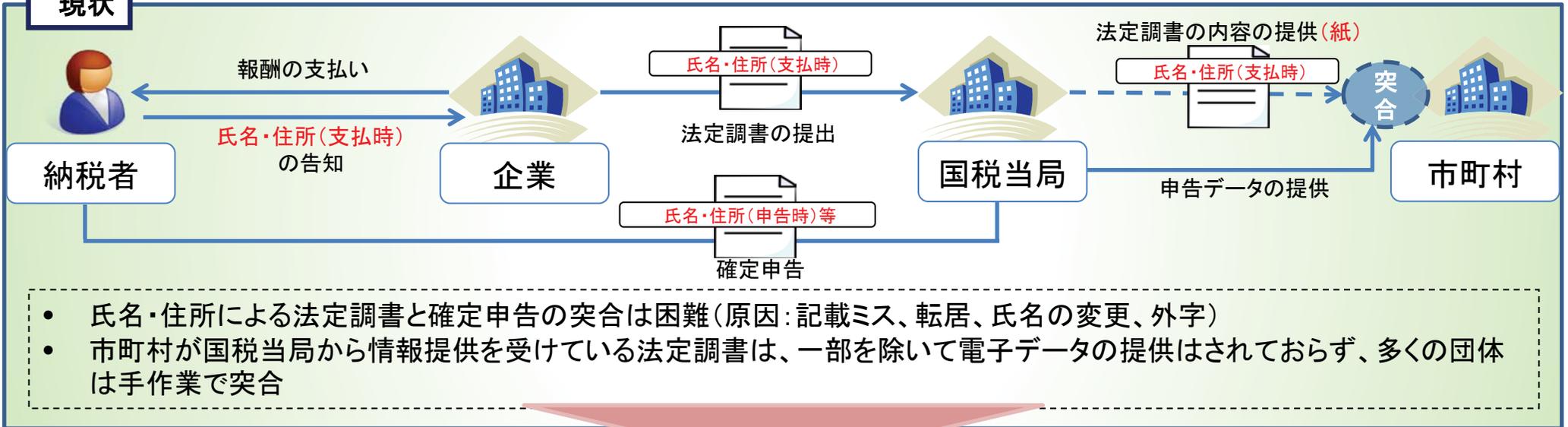
税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

～地方税分野における番号制度の利用場面～

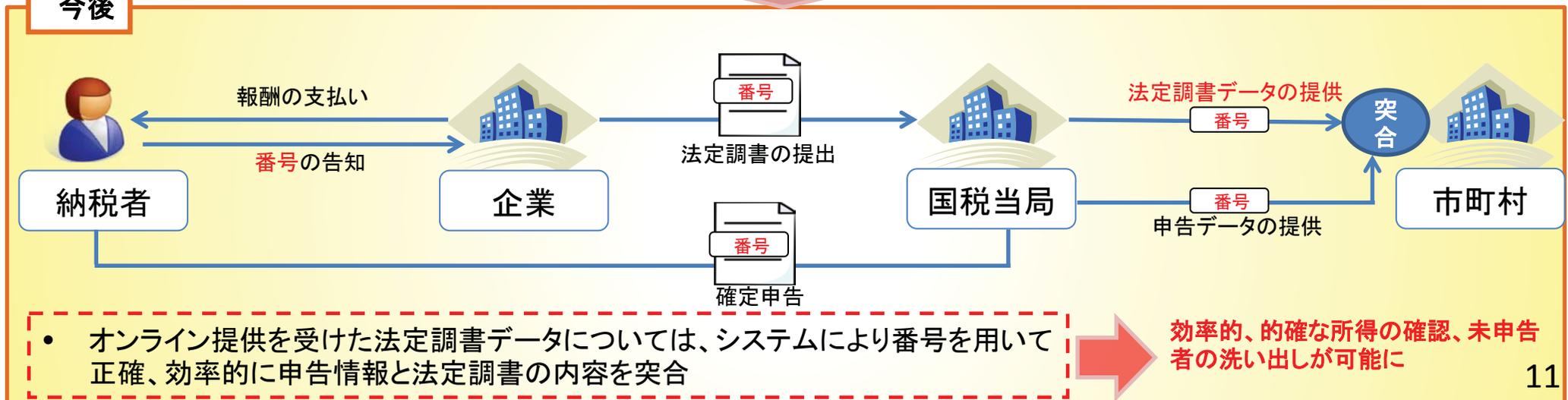
支払調書の名寄せの精度向上について

国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



今後



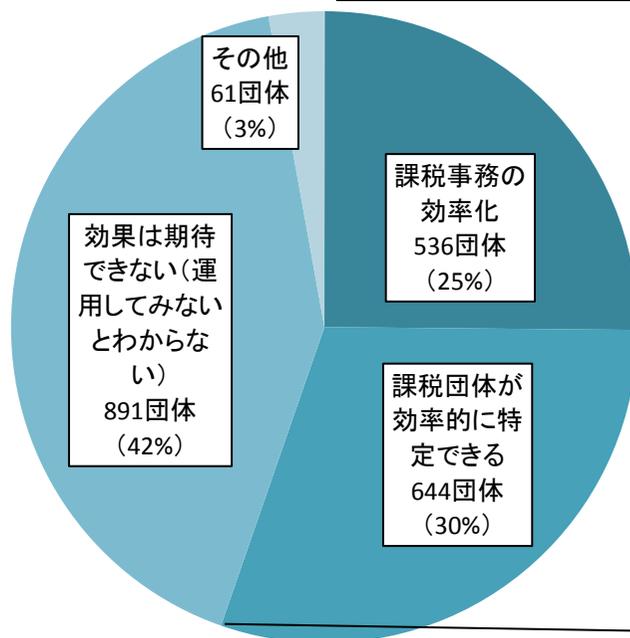
マイナンバーの導入による課税実務効率化の効果

○ マイナンバーの導入により、全体の42%の団体が「効果は期待できない(運用してみないとわからない)」と回答。

→マイナンバー制度導入による課税実務における効率化・適正化のメリットを周知する必要性がある。

Q. マイナンバー制度の導入により、どのような効率化の効果が期待できますか。(複数回答可)

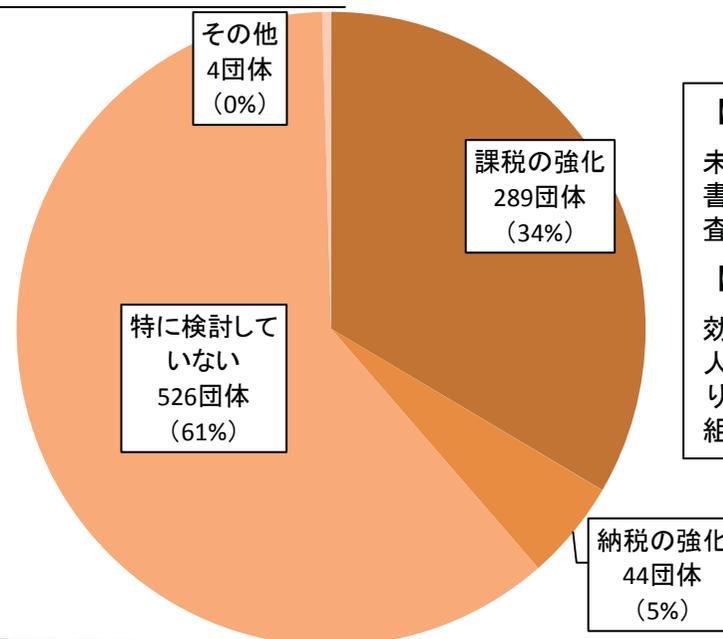
(市区町村1,741団体)



(左記問で「課税事務の効率化」「課税団体が効率的に特定できる」と回答した自治体あて更問)

Q. 事務の効率化により、余剰の人員・時間等が生じた場合にどのような取り組みを強化したいと考えますか。(複数回答可)

(市区町村1,741団体)



【課税の強化】

未申告者や給与支払報告書の未提出事業者への調査に時間をかける

【納税の強化】

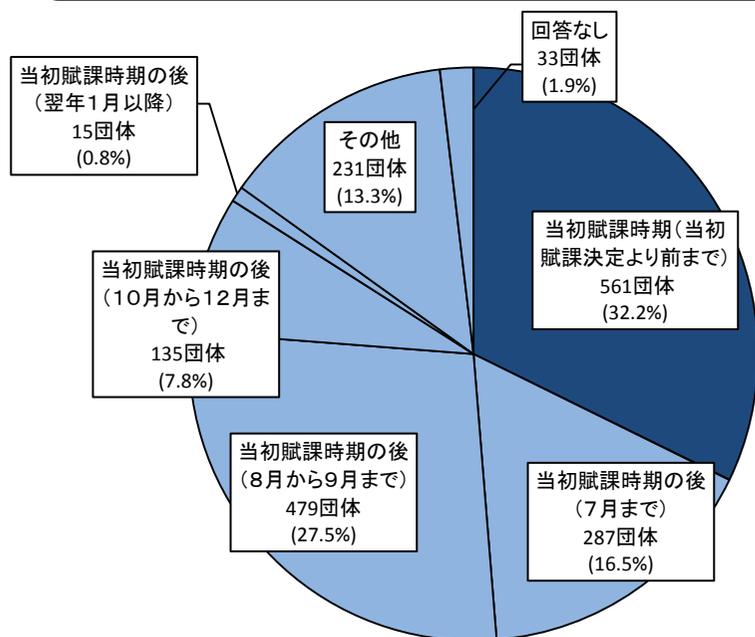
効率化により生じた余剰人員を納税部門に割り振り、収納率の向上に取り組む

法定調書の課税への活用状況

- 法定調書の活用時期として、「当初賦課決定より前」と回答した団体は561団体(昨年度は545団体であり、やや増加)であった。
- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び「配当、余剰金の分配及び基金利息の支払調書」を賦課に活用している団体の市区及び町村に占める割合は、いずれも、市区は半分以上であったが、町村は半分以下であった。

Q. 受信した法定調書のデータをいつ頃活用しましたか。

(市区町村1,741団体)



Q. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を賦課に活用していますか。(市区町村1,741団体)

	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	557団体 (68.5%)	350団体 (37.7%)
活用していない	256団体 (31.5%)	578団体 (62.3%)

Q. 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書を賦課に活用していますか。(市区町村1,741団体)

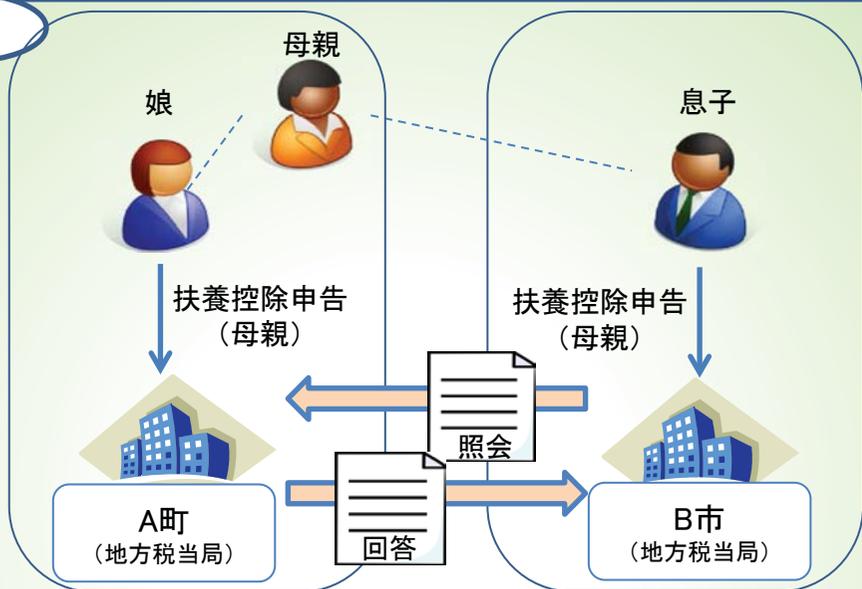
	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	485団体 (59.7%)	231団体 (24.9%)
活用していない	328団体 (40.3%)	697団体 (75.1%)

～地方税分野における番号制度の利用場面～

扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、扶養者と被扶養者が別の市町村に居住している場合、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現

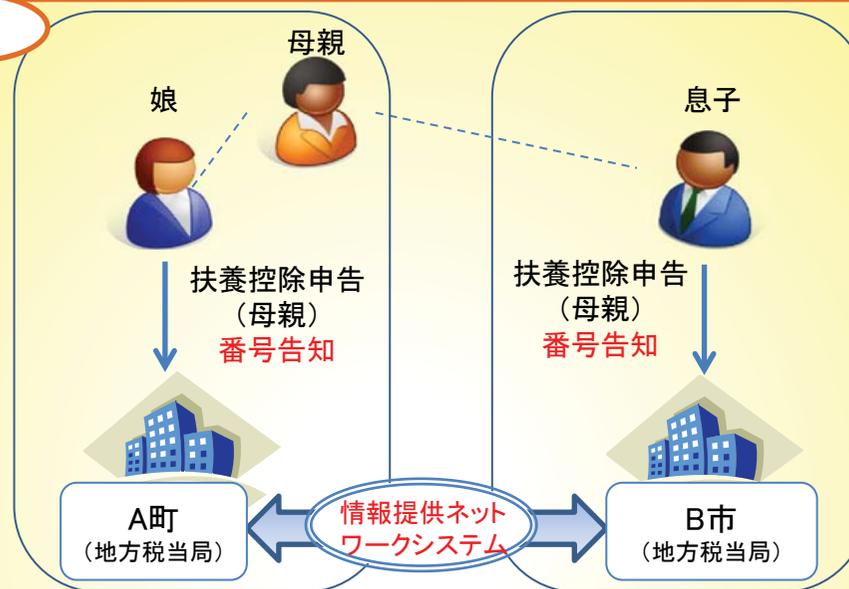
現状



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA町に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA町に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA町にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

今後



情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

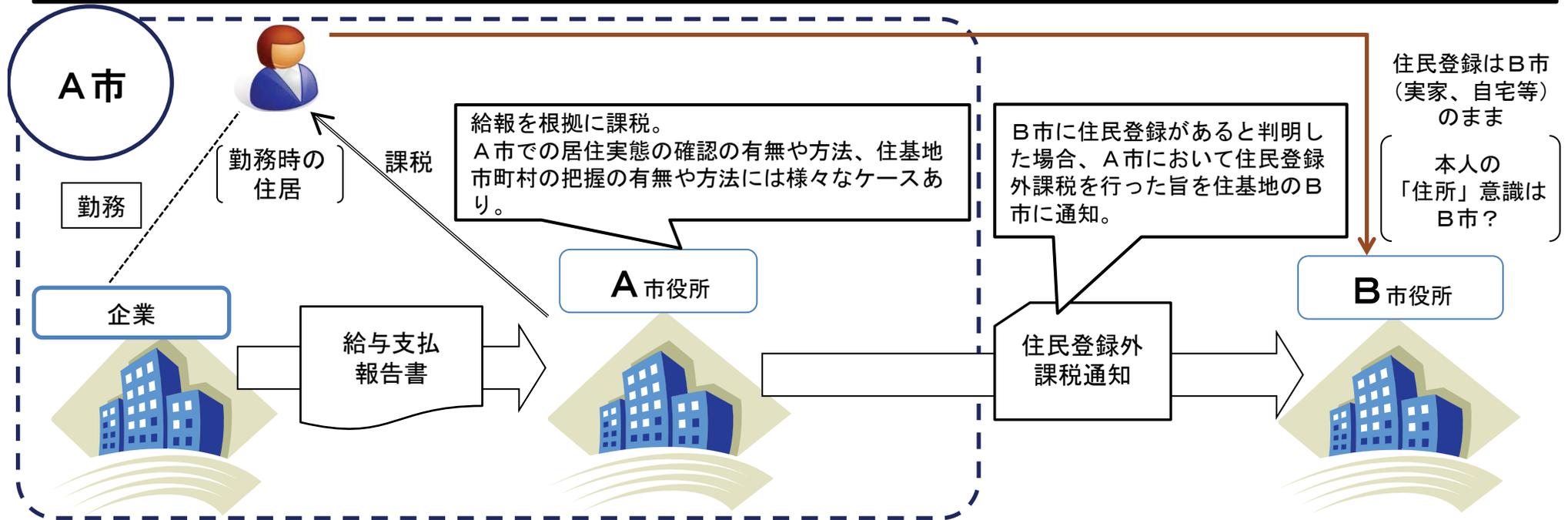
- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A町は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

③所得情報提供における 住登外課税者への対応

住民登録外課税について

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）

ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。

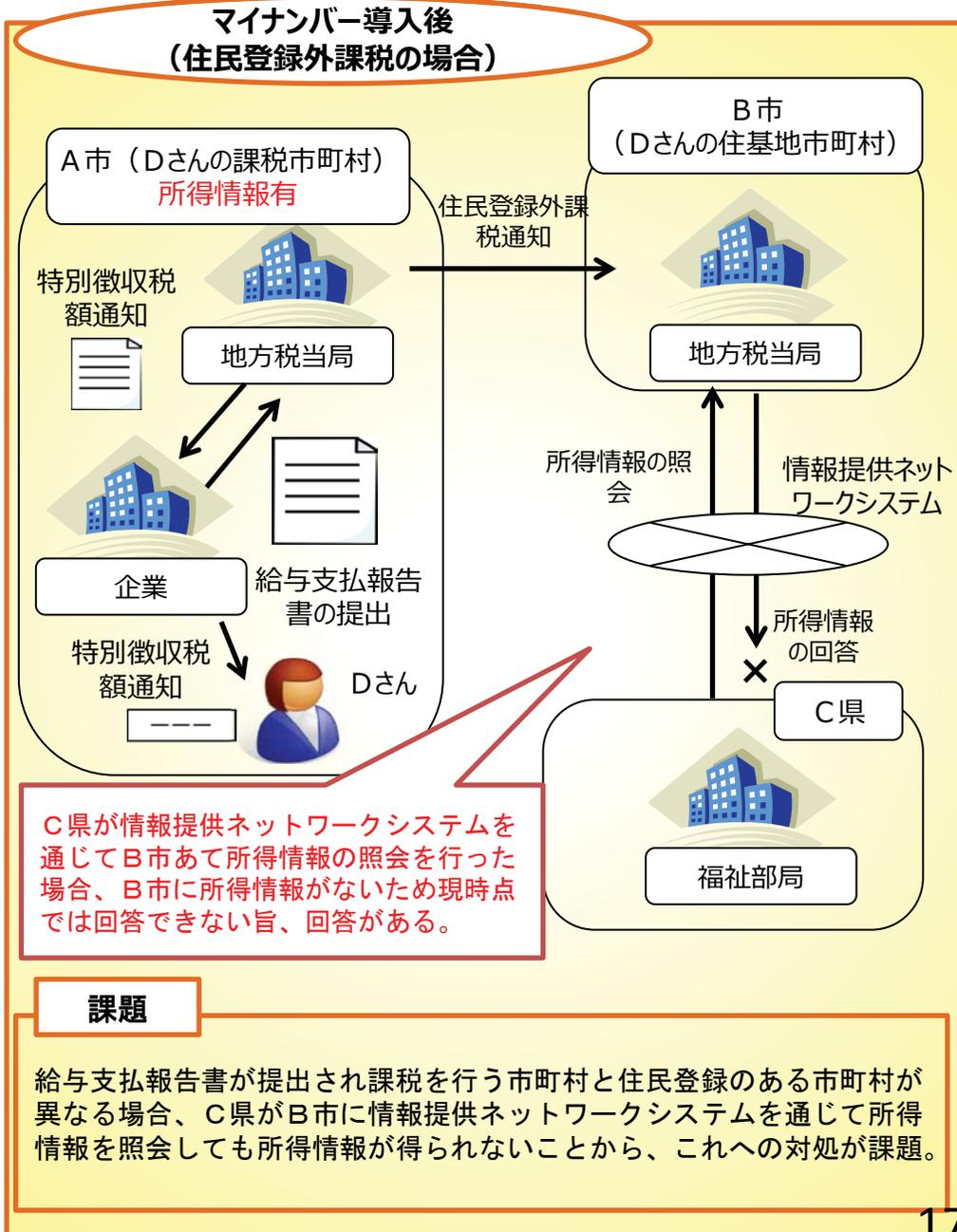
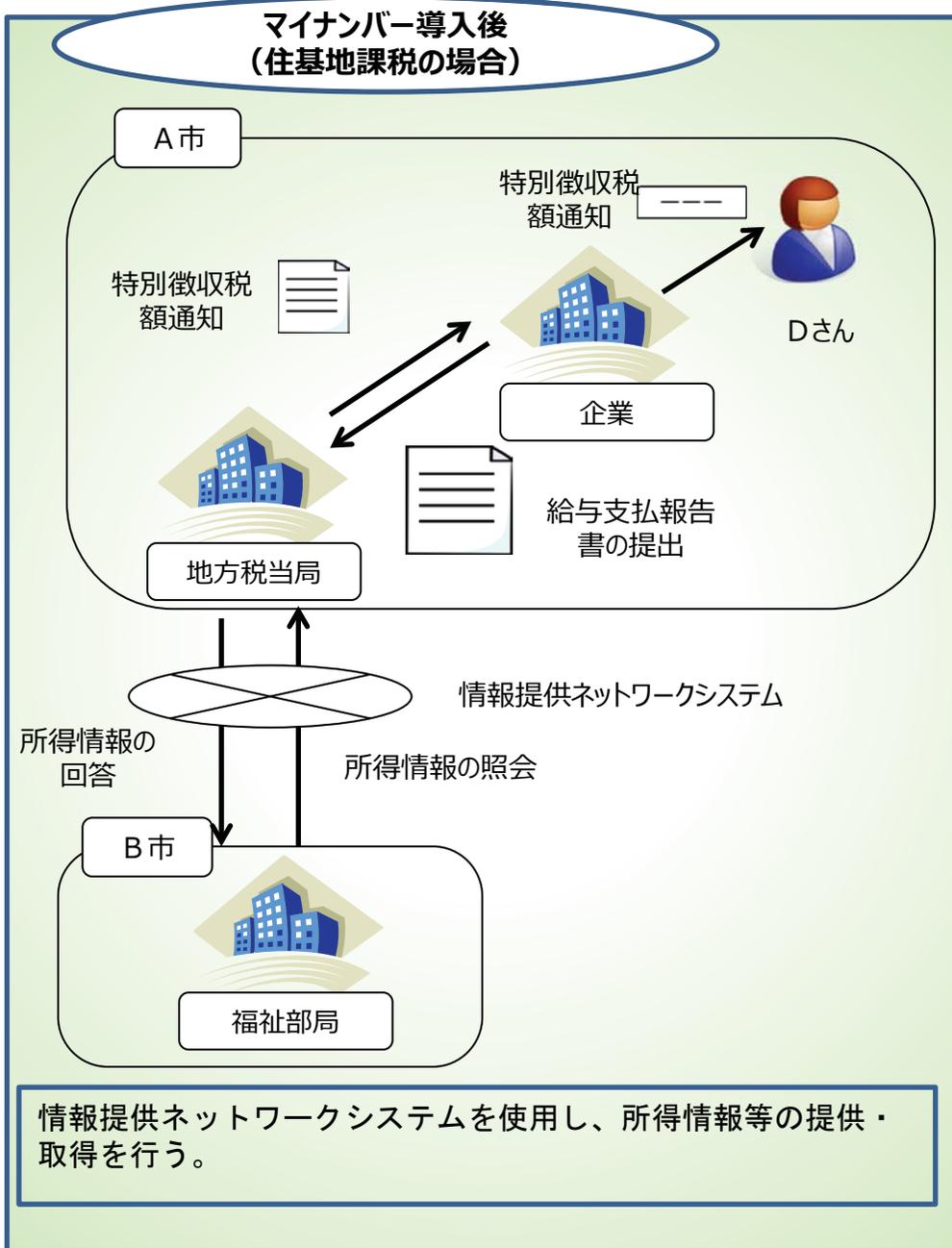


地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

課題① 住民登録外課税の場合の所得情報の照会・回答

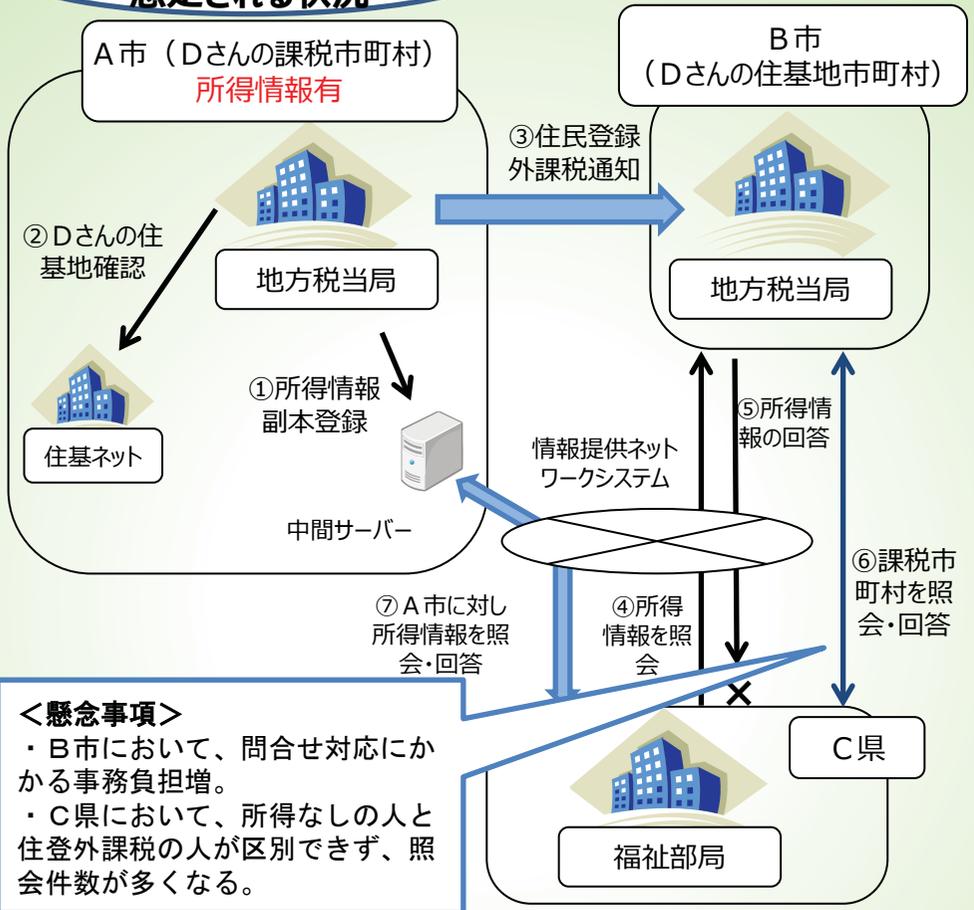
未定稿



課題①への対応案

未定稿

H29.7～ 想定される状況

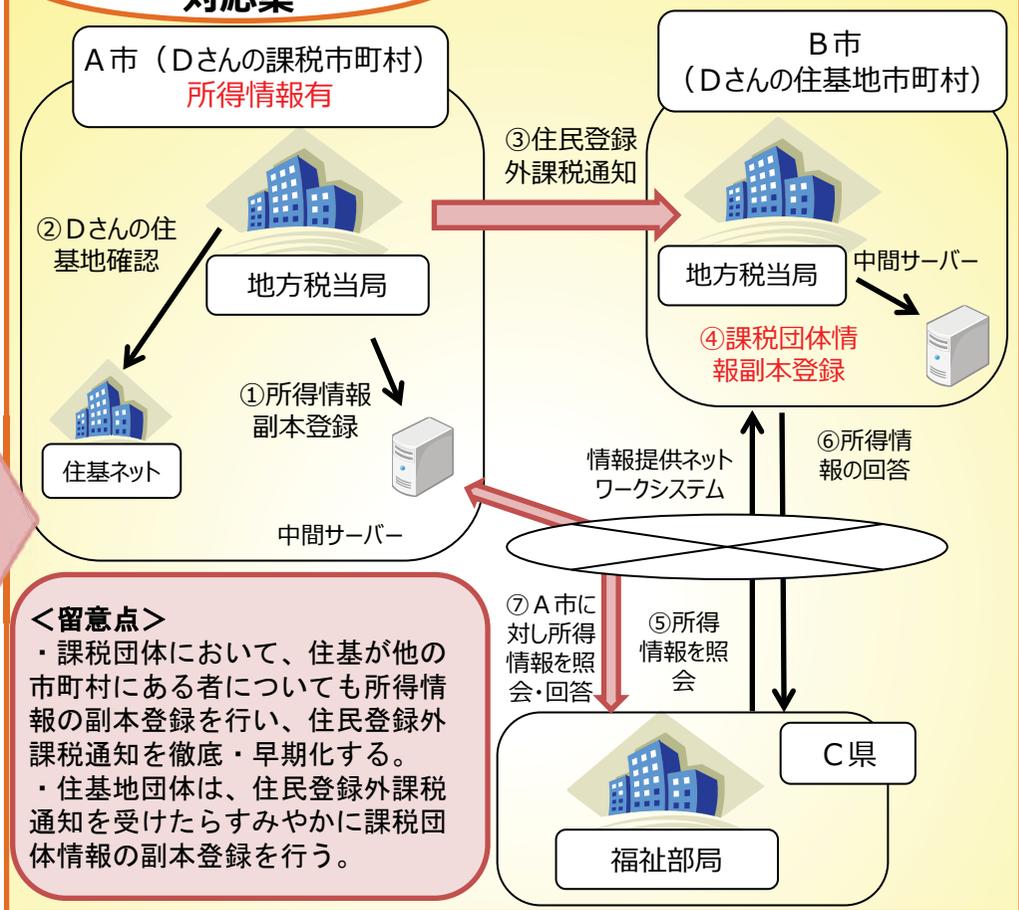


<懸念事項>

- ・ B市において、問合せ対応にかかる事務負担増。
- ・ C県において、所得なしの人と住登外課税の人が区別できず、照会件数が多くなる。

- ① A市はDさんの所得情報を中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに機関別符号の生成依頼を行う。
- ②③ A市はDさんの住基地を調べB市あて住民登録外課税通知をする。
- ④⑤ C県は、Dさんの機関別符号を用いて情報提供ネットワークシステムでB市に対し所得情報を問い合わせるが、「現時点では回答できない」旨回答がある。
- ⑥ C県はB市へDさんの課税市町村（住民登録外課税の有無）を問合せる。
- ⑦ C県は情報提供ネットワークシステムでA市に所得情報を照会。

H29.7～ 対応案

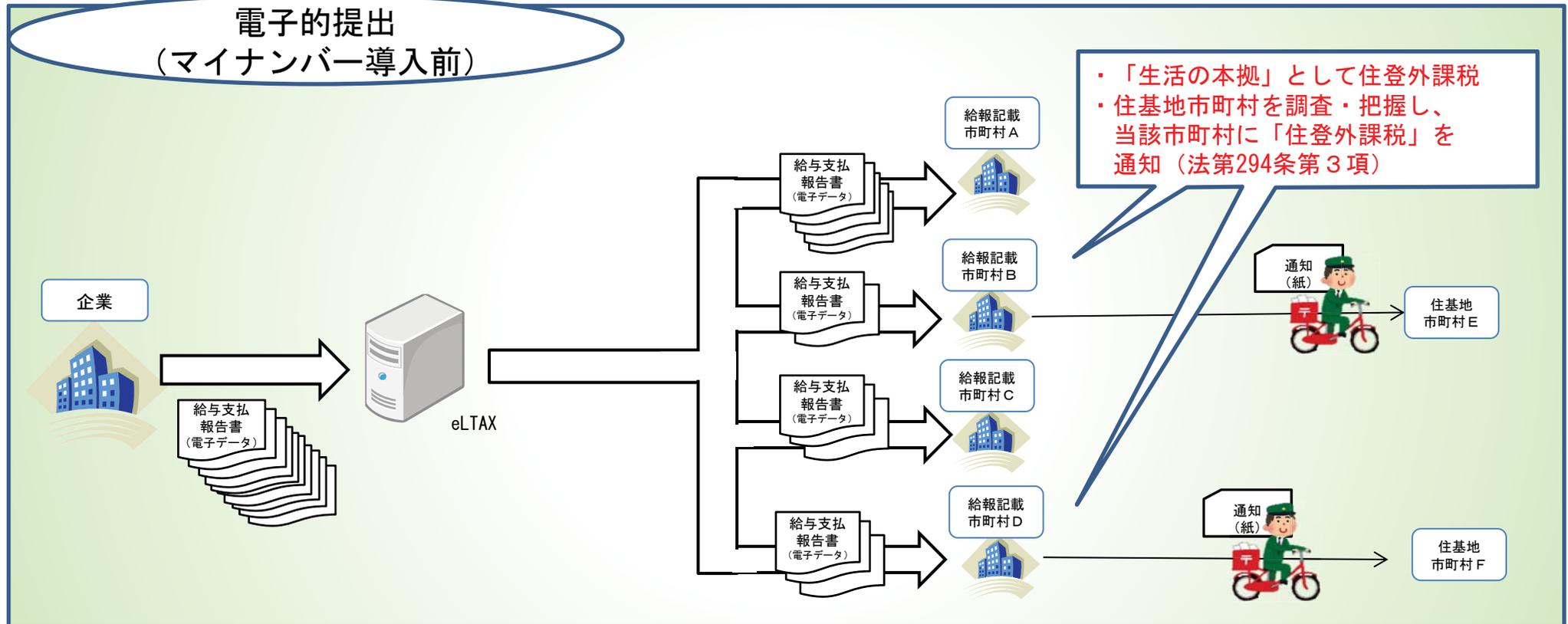


<留意点>

- ・ 課税団体において、住基が他の市町村にある者についても所得情報の副本登録を行い、住民登録外課税通知を徹底・早期化する。
- ・ 住基地団体は、住民登録外課税通知を受けたらすみやかに課税団体情報の副本登録を行う。

- ① A市はDさんの所得情報を中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに機関別符号の生成依頼を行う。
 - ②③ A市はDさんの住基地を調べB市あて住民登録外課税通知をする。
 - ④ B市は通知を元に、所得情報欄に**課税団体情報（市町村コード等）**を登録する。
 - ⑤⑥ C県は、Dさんの機関別符号を用いてB市に対し所得情報を問い合わせると、A市で課税していることがわかる。
 - ⑦ C県は、情報提供ネットワークシステムでA市に所得情報を照会。
- ※具体的な課税団体情報の登録の仕方については、今後通知を行う予定。

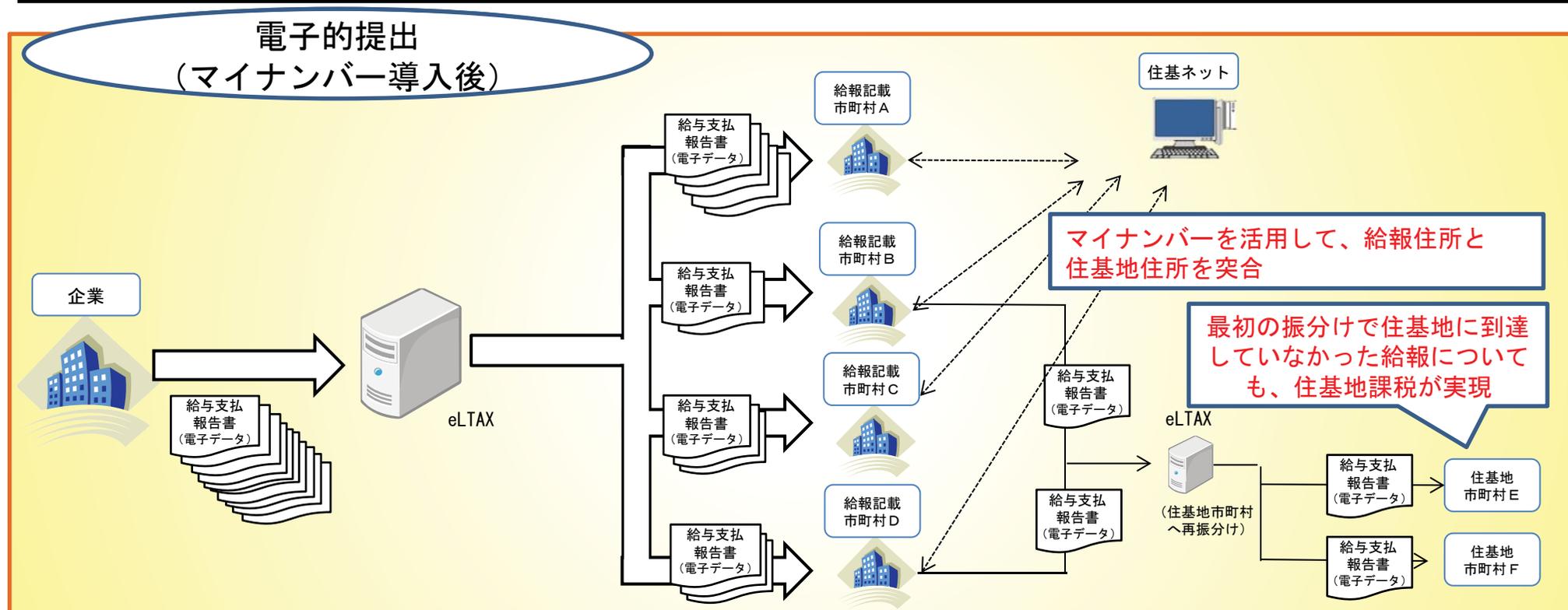
課題② 給与支払報告書の電子データでの提出



課題

- 企業は、ほぼ同内容である源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ作成し、国と地方に提出する必要。
- 電子データの給与支払報告書を受け取った後の住基地市町村の調査・把握については紙の給与支払報告書を受け取った場合の対応と同様。(マイナンバーによる確認ができない。)
- 住民登録外課税を行う場合は、住基地に給与支払報告書が集まらず課税所得の把握ができない。

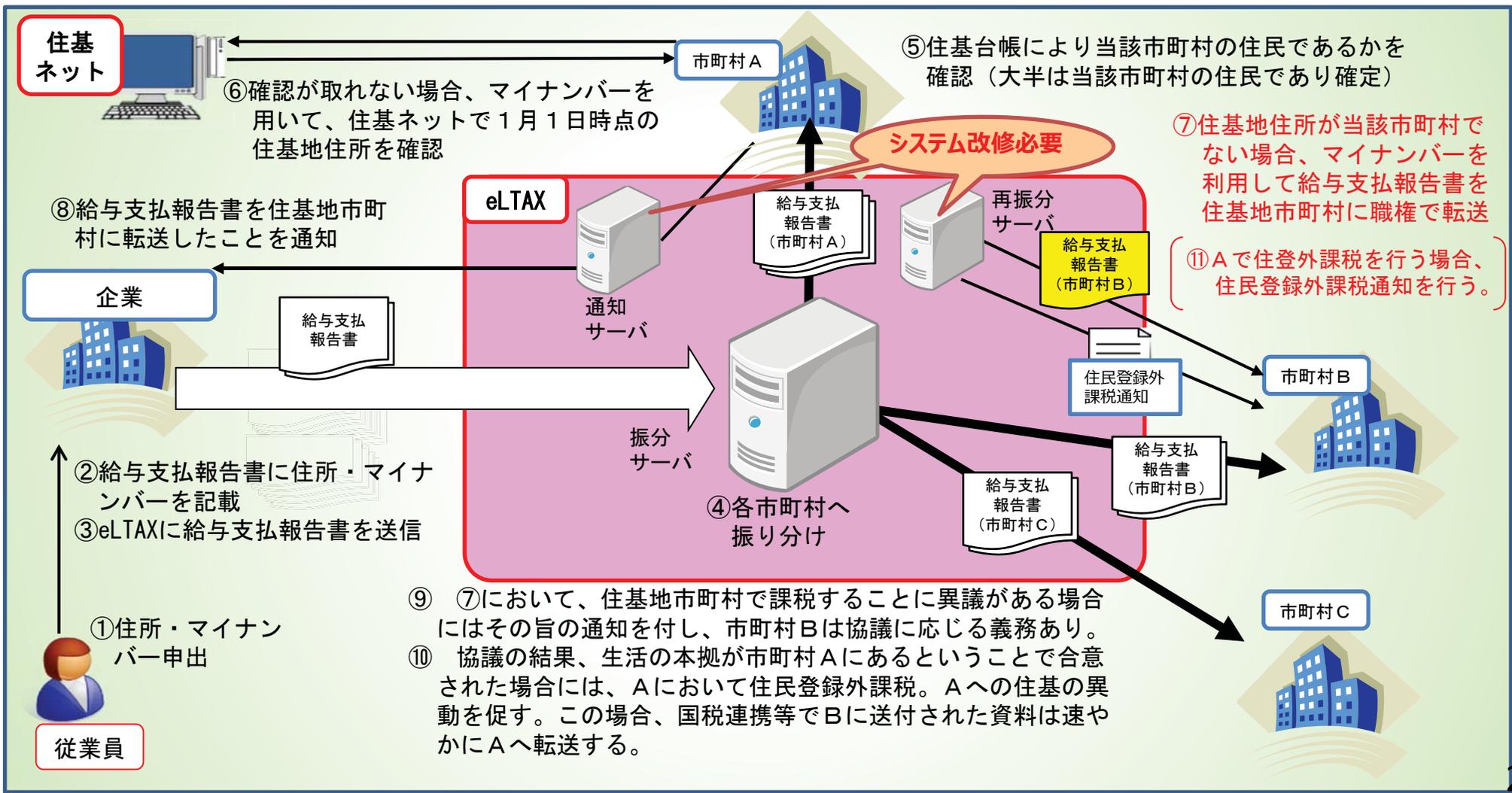
課題②への対応案（マイナンバー活用による給与支払報告書の電子的提出先の再振分け（イメージ））



- 給与支払報告書と源泉徴収票の両方に共通する一種類の様式を送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担が軽減される。
- マイナンバーにより1月1日の住基地を把握できるため、住基地調査に係る負担がなくなる。
- マイナンバー導入後は、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われるため、照会機関に混乱が生じないよう、住基地課税を徹底。
- ※ 住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地で住登外課税を行っているケースについては、居所地への住民登録（住民票）の異動を呼びかけ、居住実態に合致した住基地課税を促進。（居住実態のない住基地での課税を行おうとする趣旨ではない。）
- これと併せ、法定調書等による給与所得以外の所得情報の住基地への集約を徹底すれば、より正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障や税務をより公平公正に実現できる。

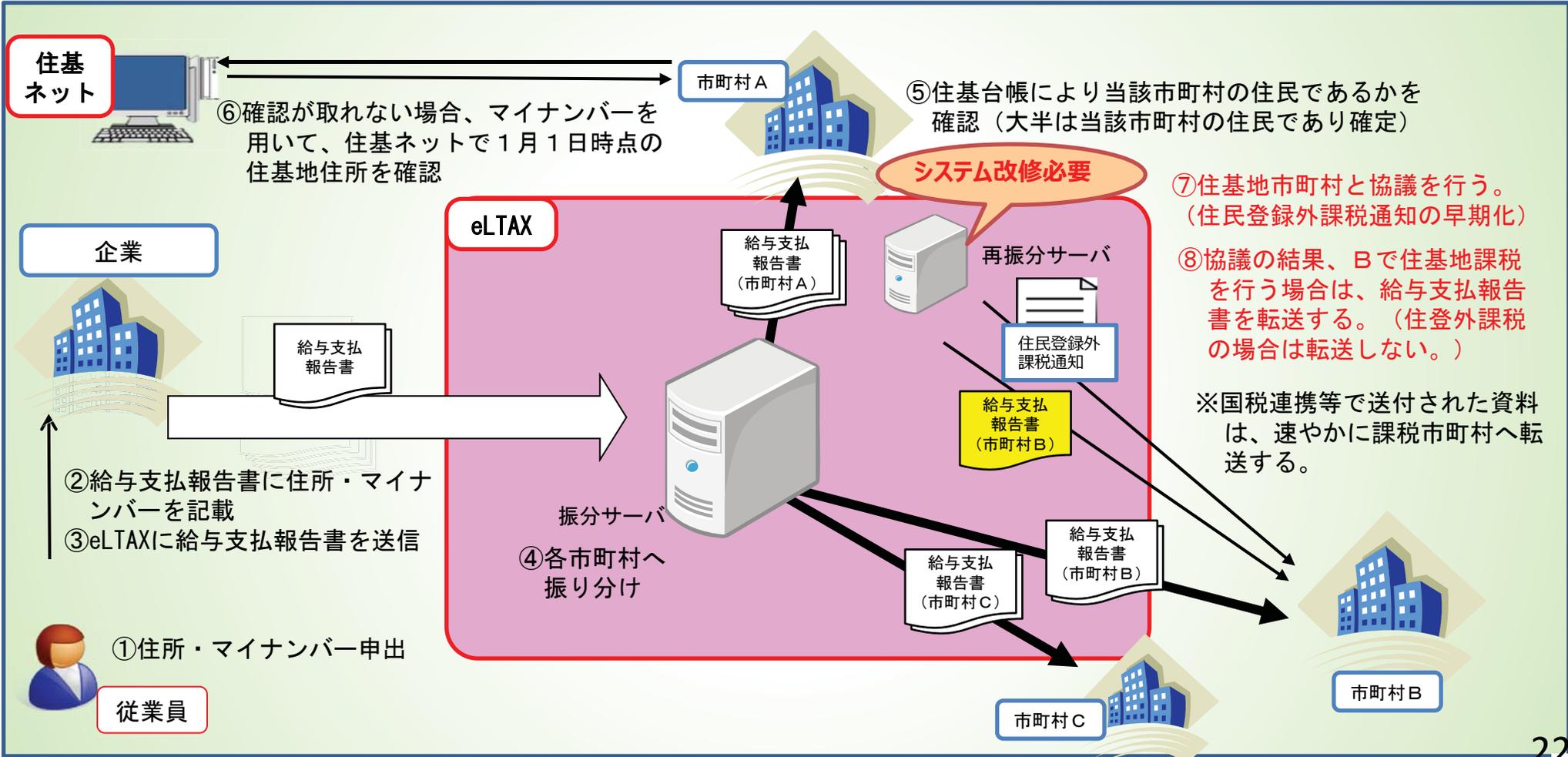
(イメージ①) 給与支払報告書の再振分の方法 (職権転送方式)

○ 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は、給与支払報告書を住所地市町村に職権で転送する。併せて、企業に対して、給与支払報告書を住所地市町村に転送したことを通知する。



(イメージ②) 給与支払報告書の再振分の方法 (事前通知方式)

○ 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は住基地市町村と協議する。住基地で課税を行う場合、給与支払報告書を住基地市町村に転送する。



住基地課税推進の課題

- 住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。
- DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。
- 今まで住登外課税を行っていた納税者への理解を得る必要がある。
- 住民登録の異動勧奨まで、課税当局で調整するのは困難。
- 特別徴収義務者が本人から知り得ていなかった住基地の情報が職権転送により伝わってしまうことに対して、納税義務者の個人情報保護の観点から問題ないか。
- 居住実態の把握に対する判断基準の整理が必要。

給与支払報告書の再振分の方法における課題

「イメージ① 職権転送方式」における課題

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることになるのではないか。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。
- ・給与支払報告書の職権転送後、転送元市町村に居住実態があると判明した場合、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。(特別徴収義務者側も同様に、複数枚通知が届くと、管理や特別徴収事務が煩雑。)
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。

「イメージ② 事前通知方式」における課題

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。